

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年9月18日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都藝際交流協会

(2) 代表者の氏名

石田 淨

(3) 主たる事務所の所在地

京都市東山区三条通東大路東入今小路町81番地1F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、芸術家及び芸術活動グループに対して、公演、企画、展示等々に関する支援事業を行い、芸術文化活動の振興および「藝際」研究と交流発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年9月1日

(文化市民局地域自治推進室)